

エキストラバージンオリーブオイルの表示に関する公正競争規約施行規則

(定義)

第1条 エキストラバージンオリーブオイルの表示に関する公正競争規約(以下「規約」という。)第2条第1項第2号に規定する施行規則で定める規格及び基準は、細則で定める国際オリーブ協会等の理化学検査及び官能検査の品質規格及び基準とする。

(必要な表示事項)

第2条 規約第3条の規定により表示すべき必要な表示事項は、容器包装の見やすい場所に、表示した文字が鮮明に識別できるよう邦文をもって表示すること。

なお、規約第2条第1項の定義に合致したものについては、商品名、商品内容を説明する用語として、邦文、英文等でエキストラバージンオリーブオイルである旨の表示をすることができる。

2 規約第3条第1項の規定により表示すべき必要な表示事項は、次の各号に掲げる基準に基づき、別記様式1に掲げる様式により一括して表示すること。

(1) 名称

「食用オリーブ油」と表示すること。

(2) グレード

「エキストラバージンオリーブオイル」若しくは「エクストラバージンオリーブオイル」又は「エキストラバージン」若しくは「エクストラバージン」と表示すること。

なお、「オイル」については「油」に置き換えて表示することができる。

(3) 原材料名

「食用オリーブ油」と表示すること。ただし、容器包装の表示可能面積がおおむね30平方センチメートル以下であるもの(特定保健用食品及び機能性表示食品を除く。)にあっては当該表示を省略することができる。

(4) 原料原産地名

輸入品以外にあっては、食品表示基準の規定に従って表示をすること。ただし、容器包装の表示可能面積がおおむね30平方センチメートル以下であるものにあつては当該表示を省略することができる。

(5) 内容量

内容重量をグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して表示すること。ただし、容器包装の表示可能面積がおおむね30平方センチメートル以下であるもの(特定商品の販売に係る計量に関する政令第5条に掲げる特定商品、特定保健用食品及び機能性表示食品を除く。)にあっては当該表示を省略することができる。

(6) 賞味期限

賞味期限を示す年月又は年月日を表示すること。

(表示の例)

ア 令和10年10月10日

イ 10. 10. 10

ウ 2028. 10. 10

エ 28. 10. 10

オ 令和10年10月

カ 10. 10

キ 2028. 10

ク 28. 10

(7) 保存の方法

製品の特性に従って、「直射日光を避け、常温で保存すること」等と表示すること。

(8) 原産国名

輸入品にあつては、原産国を表示すること。ただし、容器包装の表示可能面積がおおむね30平方センチメートル以下であるものにあつては当該表示を省略することができる。

(9) 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所

表示内容に責任を有する者の氏名又は名称及び住所を表示すること。

(10) 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称

ア 製造所又は加工所（食品の製造又は加工（当該食品に関し、最終的に衛生状態を変化させる製造又は加工（調整及び選別を含む。）に限る。以下この号において同じ。）が行われた場所）の所在地（輸入品にあつては、輸入業者の営業所の所在地）及び製造者又は加工者（食品を調整又は選別した者を含む。）の氏名又は名称（輸入品にあつては、輸入業者の氏名又は名称）を表示すること。

イ アの規定にかかわらず、食品関連事業者の住所又は氏名若しくは名称が、製造所若しくは加工所（食品の製造又は加工が行われた場所。以下イにおいて同じ。）の所在地（輸入品にあつては、輸入業者の営業所の所在地）又は製造者若しくは加工者の氏名若しくは名称（輸入品にあつては、輸入業者の氏名又は名称）と同一である場合は、製造所若しくは加工所の所在地又は製造者若しくは加工者の氏名若しくは名称を省略することができる。

ウ アの規定にかかわらず、原則として同一製品を2以上の製造所で製造している場合にあつては、製造者の住所及び氏名又は名称並びに製造者が消費者庁長官に届け出た製造所固有の記号（アラビア数字、ローマ字、平仮名若しくは片仮名又はこれらの組合せによるものに限る。以下同じ。）又は販売者の住所、氏名又は名称並びに製造者及び販売者が連名で消費者庁長官に届け出た製造者の製造所

固有の記号（以下「製造所固有記号」という。）の表示をもって製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称の表示に代えることができる。この場合においては、次に掲げるいずれかの事項を表示しなければならない。

(7) 製造所所在地等の情報提供を求められたときに回答する者の連絡先

(4) 製造所所在地等を表示したWebサイトのアドレス等

(5) 当該製品の製造を行っている全ての製造所所在地等

エ 容器包装の表示可能面積がおおむね30平方センチメートル以下であるもの（食品関連事業者の氏名又は名称及び住所の表示は要しないとされているものを除く。）にあつては当該表示を省略することができる。

3 前項に規定する必要な表示事項の様式は次のとおりとする。

（別記様式1）

名称
グレード
原材料名
原料原産地名
内容量
賞味期限
保存方法
原産国名
製造者

（備考）

- 1 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とする。
- 2 エキストラバージンオリーブオイルを一般に購入し、又は使用する者が読みやすく、理解しやすいような用語により正確に表示する。
- 3 容器包装（容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装）を開かなくても容易に見ることができるように当該容器包装の見やすい箇所に表示する。
- 4 表示に用いる文字は、日本産業規格Z8305（1962）（以下「JISZ8305」という。）に規定する8ポイントの活字以上の大きさで統一のとれた文字とする。ただし、表示可能面積がおおむね150平方センチメートル以下のものにあつては、JISZ8305に規定する5.5ポイントの活字以上の大きさの文字とすることができる。
- 5 この様式中「名称」とあるのは、これに代えて、「品名」又は「品目」と表示することができる。
- 6 名称については、商品の主要面に表示した場合にあつては、別記様式1中、名称の事項を省略することができる。この場合において、内容量について、名称と同じ面に表示した場合も同様とする。
- 7 原材料名、原料原産地名、内容量及び賞味期限を他の必要な表示事項と一括して

表示することが困難な場合には、必要な表示事項を一括して表示する箇所にその表示箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができる。

- 8 原料原産地名については、事項欄を設けずに、対応する原材料名の次に括弧を付して表示することができる。
 - 9 賞味期限を別記様式1に従い表示することが困難な場合には、同様式の賞味期限の欄に表示箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができる。この場合において、賞味期限を他の箇所に表示するときは、保存方法についても、同様式の保存方法の欄に表示箇所を表示すれば、賞味期限の表示箇所に近接して表示することができる。
 - 10 製造所又は加工所の所在地（輸入品にあつては、輸入業者の営業所所在地）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあつては、輸入業者の氏名又は名称）は、食品関連事業者の氏名又は名称及び住所と近接して表示しなければならない。
 - 11 食品関連事業者が販売業者、加工業者又は輸入業者である場合にあつては、この様式中「製造者」とあるのは、それぞれ「販売者」、「加工者」又は「輸入者」とする。
 - 12 製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を製造所固有記号をもって表示する場合にあつては、原則として食品関連事業者の氏名又は名称の次に連記することとするが、容器包装の形態等から判断してやむを得ず連記しない場合は、製造者又は販売者の氏名又は名称の次に当該製造所固有記号の表示箇所を表示し、かつ、原則として当該記号が製造所固有記号である旨を明記すること。
 - 13 この様式は縦書きとすることができる。
 - 14 この様式の枠を表示することが困難な場合には、枠を省略することができる。
- 4 規約第3条第2項の規定により表示すべき栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム（食塩相当量に換算したもの）をいう。）の量及び熱量は、食品表示基準第3条第1項の表の「栄養成分の量及び熱量」に基づき以下の様式により表示すること。
- (1) 栄養成分の量及び熱量の表示は、次の場合には省略することができる。ただし、栄養表示（栄養成分の量又は熱量に関する表示、栄養成分の総称、その構成成分、前駆体その他これらを示唆する表現が含まれる表示をいう。）をしようとする場合、特定保健用食品及び機能性表示食品を除く。
 - ア 容器包装の表示可能面積がおおむね30平方センチメートル以下であるもの
 - イ 消費税法（昭和63年法律第108号）第9条第1項において消費税を納める義務が免除される事業者又は中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模事業者が販売するもの
 - (2) 栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム（食塩相当量に換算したもの））の量及び熱量の表示は、別記様式2（たんぱく質、脂質、炭水化物及び食

塩相当量に換算したナトリウム以外の栄養成分もこれと併せて表示する場合にあっては、別記様式3)により行う。

(別記様式2)

栄養成分表示 食品単位当たり	
熱量	kcal
たんぱく質	g
脂質	g
炭水化物	g
食塩相当量	g

(備考)

- 1 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とする。
- 2 容器包装（容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装）を開かなくても容易に見ることができるように当該容器包装の見やすい箇所に表示する。
- 3 表示に用いる文字は、JISZ8305に規定する8ポイントの活字以上の大きさで統一のとれた文字とする。ただし、表示可能面積がおおむね150平方センチメートル以下のものにあつては、JISZ8305に規定する5.5ポイントの活字以上の大きさの文字とすることができる。
- 4 食品単位は、100g、大さじ一杯（14g）、1食分、1包装その他の1単位のいずれかを表示する。この場合において、1食分である場合は、1食分の量を併記して表示する。
- 5 この様式中の栄養成分及び熱量の順を変更してはならない。
- 6 栄養成分の量及び熱量であつて一定の値を0とするものについては、当該栄養成分又は熱量である旨の文字を冠して一括して表示することができる。
- 7 この様式の枠を表示することが困難な場合には、枠を省略することができる。

(別記様式3)

栄養成分表示 食品単位当たり	
熱量	kcal
たんぱく質	g
脂質	g
一飽和脂肪酸	g
一n-3系脂肪酸	g
一n-6系脂肪酸	g
コレステロール	mg
炭水化物	g

－糖質	g
－糖類	g
－食物繊維	g
食塩相当量	g
たんぱく質、脂質、飽和脂肪酸、 n－3系脂肪酸、n－6系脂肪 酸、コレステロール、炭水化物、 糖質、糖類、食物繊維及びナトリ ウム以外の栄養成分	mg又は μ g

(備考)

- 1 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とする。
 - 2 容器包装（容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装）を開かなくても容易に見ることができるように当該容器包装の見やすい箇所に表示する。
 - 3 表示に用いる文字は、JISZ8305に規定する8ポイントの活字以上の大きさで統一のとれた文字とする。ただし、表示可能面積がおおむね150平方センチメートル以下のものにあつては、JISZ8305に規定する5.5ポイントの活字以上の大きさの文字とすることができる。
 - 4 食品単位は、100g、大きじ一杯（14g）、1食分、1包装その他の1単位のいずれかを表示する。この場合において、1食分である場合は、1食分の量を併記して表示する。
 - 5 この様式中の栄養成分及び熱量の順を変更してはならない。
 - 6 栄養成分の量及び熱量であつて一定の値を0とするものについては、当該栄養成分又は熱量である旨の文字を冠して一括して表示することができる。
 - 7 糖質又は食物繊維の量のいずれかを表示しようとする場合にあつては、糖質及び食物繊維の量の両方を表示する。
 - 8 ナトリウム塩を添加していない食品又は添加物について、食塩相当量に加えてナトリウムを表示しようとする際は、「食塩相当量」を「ナトリウム（食塩相当量）」等に代えて表示する。
 - 9 義務表示となっている栄養成分以外で表示しないものについては、この様式中当該成分を省略する。
 - 10 表示の単位は、この様式中の単位にかかわらず、食品表示基準別表第9の第一欄の区分に応じ、同表の第二欄によって表示する。
 - 11 この様式の枠を表示することが困難な場合には、枠を省略することができる。
 - 12 内訳であることが分かる表示であれば、「－」の表示は省略することができる。
- 5 規約第3条第3項の規定により表示すべき必要な表示事項は次のとおり表示すること。

- (1) 容器包装の分別回収のための識別表示は、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に基づく主務省令に従い表示する。
- (2) エキストラバージンオリーブオイルの製造工程において、アレルギー表示の必要な特定原材料を同一ラインで製造している場合については、食品表示基準等に従い表示する。また、特定原材料に準ずるものを同一ラインで使用している場合についても、アレルギー表示の判断に資する情報を提供することが望ましい。

（特定事項の表示基準）

第3条 規約第4条の規定により特定事項を表示する場合は次のとおりとすること。

- (1) 規約第4条第1号に規定する特色ある原材料等を表示する場合には、根拠を明確にした内容を記載し、記録した書面又は電磁的記録を保管する。
- (2) 規約第4条第2号に規定する栄養成分の量の表示に関することについて、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムを除く栄養成分を表示する場合には、食品表示基準第7条の表の「栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムを除く。）」に従い表示する。
- (3) 規約第4条第3号に規定する栄養成分の強調表示に関することを表示する場合には、食品表示基準に従い表示するとともに、根拠を明確にした内容を記載し、記録した書面又は電磁的記録を保管する。
- (4) 規約第4条第4号に規定するその他の特定事項の表示に関することを表示する場合には、根拠を明確にした内容を記載し、記録した書面又は電磁的記録を保管する。
- (5) 規約第4条第5号に規定する使用上の注意に関することを表示する場合には、顧客への情報提供及び製造物責任法（PL法。平成6年法律第85号）の観点から、下記のような使用上の注意の記載をすることが望ましい。

ア 「油は加熱しすぎると発煙、発火します。加熱中はその場を離れないでください。」

イ 「加熱した油に水が入ると、油が飛びはねて、火傷をすることがあります。」

ウ プラスチック容器使用時に限り、「熱い油をプラスチック容器に入れると、容器が変形して油がこぼれ、火傷をすることがあります。」

（不当表示の禁止）

第4条 規約第6条各号に掲げる不当表示に該当する表示内容等を例示すると次のとおりである。

- (1) 規約第6条第2号関係

ア 等級を示す用語と紛らわしい「特選」、「特撰」、「最高級」、「特級」、「一級」、「高級」、「上級」、「優良」、「最高」、「極上」、「特製」、「上撰」、

「優秀」、「デラックス」又はこれらに類似する等級を示す用語
ただし、「格別」、「厳選」、「特別」、「超越」、「独特」、「プレミアム」、
「スーパー」の用語については根拠をはっきり示すことにより、当該表示を行う
ことができる。

イ 合理的な根拠に基づかない「生」、「フレッシュ」、「新鮮」又はこれらに類
似する鮮度を示す用語で、例えば次に掲げるもの

- ・ 製品に「生」「フレッシュ」「新鮮」との表示があるが、根拠となるデータ
が製造直後のものだけであり、賞味期間を担保できていないもの
- ・ 製品に「生」「フレッシュ」「新鮮」との表示があるが、用語の指し示して
いる対象が合理的な根拠の対象と一致していないもの（例えば「油」「原料果
実」「風味」など）

ウ 合理的な根拠に基づかない「老舗」、「元祖」、「本場」、「代表」、「最古」
又はこれらに類似する伝統性又は歴史性を意味する用語

(2) 次に掲げる表示は、規約第6条第6号に規定する「賞を受けた事実がない」もの
として取り扱う。

ア 自己が設定した等、一般的に認知されていない賞に関する表示

イ 同じ製品名で過去に受賞した事実はあるものの、その後継続受賞している事実
がないにもかかわらず、継続受賞していると誤認されるような表示

ウ 受賞した事実を客観的に証明することができない賞に関する表示

エ 受賞した商品と同一でない関連商品に対する受賞した商品の表示。ただし、荷
姿違いについては、同一商品とみなす。

オ 過去の受賞歴についての製品への表示。ただし、チラシやパンフレット等に受
賞年度を併記する等して、同一ブランドの製品で過去受賞したことがある旨の記
載を行うことはできる。

(3) 規約第6条第8号関係

保健機能食品（特定保健用食品、機能性表示食品及び栄養機能食品をいう。）以
外の食品にあつては、保健機能食品と紛らわしい名称、栄養成分の機能又は特定の
保健の目的が期待できる旨を示す表示

（業務用製品）

第5条 業務用製品の義務表示事項は、容器包装に限らず、送り状、納品書等又は規格
書等に表示することができる。ただし、食品表示基準第13条第2号で規定している事
項にあつては、容器包装に表示すること。

（会員証紙）

第6条 規約第9条に規定する「会員証紙」の表示は、次のいずれかの方法で行うもの

とする。

- (1) 印刷
- (2) シール
- (3) スタンプ

2 「会員証紙」の表示は次の図柄をもって行う。



- 3 「会員証紙」を表示する事業者は、当該表示に係る容器包装等を公正取引協議会に届け出るものとする。
- 4 事業者は、公正取引協議会の承認を得た場合に限り、前項に規定する会員証紙の色を変更することができる。
- 5 公正取引協議会は、前各項に掲げるもののほか、会員証紙の使用基準及び図柄について、次条第1項に基づく細則により定めることができる。

(細則等の制定)

第7条 公正取引協議会は、規約及びこの施行規則を実施するため、細則又は運用基準を定めることができる。

- 2 前項の細則又は運用基準を定め、変更し、又は廃止しようとするときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官に届け出るものとする。

附則

- 1 この施行規則は、規約について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。ただし、第2条第2項(第2号に係る部分に限る。)の規定は、告示の日から起算して2年を経過した日から施行する。
- 2 原料原産地名に関する事項のうち、令和4年3月31日までに製造され、又は加工されたエキストラバージンオリーブオイルに係る表示については、なお従前の例によることができる。